ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の 連携プロジェクトチーム第4回会議 議事録

〇山口虐待防止対策推進室長 それでは、定刻となりましたので、ただいまから「ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム」第4回会議を開催いたします。

司会を務めます、厚生労働省子ども家庭局虐待防止対策推進室長の山口です。

本日は、お忙しいところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

今回も、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、オンライン環境併用の 形式を採用しております。

また、今回の検討会は、傍聴希望者向けにYouTubeライブ配信を行っております。傍聴されている方につきましては、配信画面の録画、録音はお控えいただきますようお願いいたします。

それでは、最初に、山本厚生労働副大臣から御挨拶申し上げます。よろしくお願いします。

○山本厚生労働副大臣 「ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携 プロジェクトチーム」第4回会議開催に当たりまして、挨拶を申し上げたいと思います。

今回は、これまでの3回のヒアリングを踏まえて作成したPTの取りまとめについて発表させていただきます。

詳細は後ほど事務方から説明させていただきますけれども、私が特にこだわったポイントについて説明させていただきます。

まず、子供たちの悩み相談環境の整備でございます。子供自身が矢面に立って相談したり、サロンに足を運んだりすることには、心理的ハードルが高いという課題がございます。

また、今回の取りまとめでは、各自治体の相談体制整備、研修やボランティアのピアサポート等への支援についても盛り込んでおりますけれども、全国で整備されるには時間を要します。このため、SNSで匿名で参加できるサロンの整備につきましても積極的に支援し、全国どこに住んでいても悩みを共有できる環境を一刻も早くつくります。これによって、誰にも相談できずに日々孤独に耐えている状況から救いたいと思います。

次に、アウトリーチ型の支援でございます。今回の取りまとめでは、各自治体の相談体制整備の支援についても盛り込みましたけれども、対象者が子供なので、相談窓口で待っているだけでは支援が届かないという課題がございます。このために、ケアマネジャーや医療ソーシャルワーカーなどの専門職の方々のアウトリーチ型の取組を進めていきます。

また、専門職の方には新たな負担をお願いすることになりますので、専門職の方が関係 機関につないでいただく労に報いるような支援策を検討していきたいと思います。 最後に、幅広い対象者への支援であります。今回の取りまとめでは、18歳以上の若者の 就労支援や幼いきょうだいをケアするヤングケアラーがいる家庭に対する支援、例えば訪 問型の家事・子育て支援などが考えられると思いますけれども、こういったこれまでのヤ ングケアラー支援のイメージよりも幅広い対象者への支援策を盛り込ませていただきまし た。

社会的な孤独・孤立が大きな問題となっておりますけれども、ヤングケアラーは、その中でも特に行政の手が届きにくい状況にございます。家庭内の最も手の届きにくいヤングケアラーに対しまして手を差し伸べる施策を進めることは、その子の支援になることはもちろんでありますけれども、その家庭が抱える様々な課題が明らかになり、家庭全体への支援につながるために、非常に重要だと考えております。

ヤングケアラー対策を通しまして、このような誰一人取り残すことのない社会を目指してまいります。

また、子供の施策は、各省庁にまたがる場合があり、こども庁設置の議論もあるところでございますけれども、そういった意味におきましては、今回、丹羽文部科学副大臣と緊密に連携してこの取りまとめができた意義は大変大きかったと考えております。引き続き二人三脚で施策の具体化を進めていきたいと思います。

これまでヒアリングに御協力いただいた皆様のおかげで、充実した取りまとめを作成することができたことに対しまして、感謝を申し上げたいと思います。

私は、第1回のPTの挨拶の際に、PT開催のこの日をヤングケアラーの方々にとっての希望の一歩としたいと申し上げました。今般の取りまとめによりまして、よりレールを敷くことができましたので、今後はヤングケアラーの方々に実際に支援がお届けできるように、希望の列車をできるものから早急に発車してまいりたいと思います。

以上でございます。

- ○山口虐待防止対策推進室長 ありがとうございました。 続きまして、丹羽文部科学副大臣から御挨拶をお願いいたします。
- ○丹羽文部科学副大臣 文部科学副大臣の丹羽秀樹でございます。

文部科学省といたしまして、全ての児童・生徒が家庭環境に左右されずに豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けられることは、最も重要なことだと考えております。

これまでのPTにおきまして、山本副大臣の御協力の下、各教育委員会の取組や学校現場の実情、また、有識者、支援者、当事者から大変参考となる発表を拝聴させていただきました。

また、ヤングケアラーの実態に関する調査につきましては、支援を必要としている児童・ 生徒が一定数いらっしゃることが明らかになりまして、これは本当に多くの国民の皆様方 にも衝撃を与えたのかなと思っております。

これらを踏まえまして、文部科学省におきましても、家族の世話による重い負担のため、 勉強する時間が取れない、学校に通えない等、真に支援を必要としている子供を早期に発 見し、スクールソーシャルワーカーを含む学校の教職員や教育委員会が連携しつつ、必要 に応じて福祉による適切な支援につないでいくための支援策について検討してまいりまし た。

本日は、この検討について、取りまとめを報告させていただきますが、今後においても、 策定された取りまとめに基づきながら、また、これまでのヒアリングの内容を踏まえて、 厚生労働省としっかりと連携しながら施策の推進をより一層前に進めていきたいと思って おります。どうぞよろしくお願いいたします。

○山口虐待防止対策推進室長 ありがとうございました。

それでは、プレスの頭撮りはここまでとさせていただきますので、プレスの頭撮りは退 出をお願いいたします。

(カメラ退室)

○山口虐待防止対策推進室長 それでは、資料の確認をさせていただきます。

資料1、本プロジェクトチーム取りまとめ報告概要(案)。

資料2、本プロジェクトチーム取りまとめ報告(案)を配付しております。

不足等がございましたら、事務局までお申しつけください。

それでは、本日の議事に入ります。

本日は、これまで有識者、支援者、当事者の方々からいただきました御発表、御意見等を参考に政府内で取りまとめました資料 2、本プロジェクトチーム取りまとめ報告(案)について議論したいと思います。

それでは、内容について説明いたします。資料2を御覧いただきたいと思います。

「1. はじめに」ですけれども、ヤングケアラーの背景には、少子高齢化や核家族化の進展、共働き世帯の増加、家庭の経済状況の変化といった様々な要因がある。こうした中で、ヤングケアラーは、年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負うことで、本人の育ちや教育に影響があるといった課題があり、その心身の健やかな育ちのためには、関係機関・団体等がしっかりと連携し、ヤングケアラーの早期発見・支援につながる取組が求められている。

今般公表された調査報告書によると、世話をしている家族が「いる」と回答した子供は、中学2年生で5.7%、全日制高校2年生で4.1%という結果となった。その中には、世話をしていても自分のやりたいことへの影響は特にないと回答した子供も半数いる一方で、家族への世話を「ほぼ毎日」している中高生は5割弱、1日平均7時間以上世話をしている中高生が約1割存在するという結果であった。

このようなヤングケアラーを早期に発見し、必要な支援につなげるため、プロジェクトチームにおいて検討した施策を本報告書に取りまとめた。本報告書に記載されている施策について、スピード感を持って取り組む。

2ページですけれども「2. プロジェクトチーム設置の背景」がありまして「3. 厚生 労働省・文部科学省として今後取り組むべき施策について」。 「(1)早期発見・把握について」。ヤングケアラーは、家庭内のデリケートな問題であること、本人や家族に自覚がないといった理由から、支援が必要であっても表面化しにくい構造となっている。支援を行うに当たっては、まずは福祉、介護、医療、教育等といった様々な分野が連携し、アウトリーチにより、潜在しがちなヤングケアラーを早期に発見することが重要。

他方で、子供の中には家族の状況を知られることを恥ずかしいと思ったり、家族のケアをすることが生きがいになっていたりする場合もあることに留意する必要。支援を行う際には、まずはしっかりと子供の気持ちに寄り添い、支援が必要なのか、どのような支援が欲しいのか等について聞き取ることも重要。

また、今回、全国規模の実態調査を実施したが、それぞれの地方自治体においても実態 把握のための調査が実施されることが望まれる。

「ア 学校においてヤングケアラーを把握する取組」。学校の教職員は、子供と接する時間が長く、日々の変化に気づきやすいことから、ヤングケアラーを発見しやすい立場にあると言えるが、教職員へのヤングケアラーの概念の周知は十分でない。

また、日頃からの子供本人の観察や、例えば保護者面談や各種行事等、保護者が学校に関わる様々な機会において、教職員がヤングケアラーの特性を踏まえて子供本人や保護者と接することで、家庭における子供の状況に気づき、必要に応じて学校におけるケース会議等において関係者間で情報を共有する等の取組が、ヤングケアラーの早期発見・把握につながる可能性がある。

また、日頃から地域学校協働活動やコミュニティースクール等において、学校と関わり のある地域住民の理解を得ることにより、地域全体で子供たちを見守る目を増やすことに つながる。

一方で、ケアをしている子供の実態は様々であり、家族の状況を知られることを望まない場合があることにも留意する必要。

国は上記の観点や留意点を踏まえ、各学校におけるヤングケアラーの早期発見に資するため、教育委員会の教育相談担当者等を対象とした研修の実施や、各地方自治体において教育委員会と福祉、介護、医療の部局とが合同で研修を行うなどして、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー含む教職員へのヤングケアラーの概念等についての理解促進を図る必要がある。

「イ 医療機関・福祉事業者の関わりがある場合に、ヤングケアラーを把握する取組」。 ヤングケアラーがケアをする家族に対しては、既に医療、介護等の関わりがある場合も一 定数あると考えられる。特に、ヤングケアラーの把握に当たり、子供本人にその認識がな い場合には、こうした専門職が担い手について把握することが求められる。

国は、ケアを必要とする人に関わることが想定される医療、介護、福祉等の関係機関や専門職員を対象に各地方自治体が行うヤングケアラーの概念、発見のための着眼点や対応する上で配慮する事項等、ヤングケアラーについて学ぶ研修を推進する。

こうした研修により、ヤングケアラーを早期に把握するとともに、国は、学校現場や他の専門機関から、ヤングケアラーに関する情報提供が福祉事業者や地方自治体の福祉部門にあった場合、適切な支援につながるよう、個人情報の取扱いを含め、適切かつ効果的な情報連携の方法について検討する。

「ウ 児童委員や子ども食堂など地域や民間の目でヤングケアラーを把握する取組」。 学校に通えていないなど、家族以外と接触がないヤングケアラーは特に潜在化しやすいと 考えられる。こうしたヤングケアラーを含め、児童委員、子ども食堂、学習支援等、地域 や民間の目で発見・把握することが重要。

このため、こうした支援を行う者に対して各自治体が行うヤングケアラーに関する研修を推進するとともに、ヤングケアラーの周知に取り組む地方自治体を応援することで、児童委員や地域に暮らす市民、ボランティア、民間団体等に対してヤングケアラーについて学ぶ機会を確保する。

「エ 地方自治体における現状把握の推進」。それぞれの地域でヤングケアラーに対する支援を適切に行うとともに、ヤングケアラーに関する問題意識を喚起するためには、地方自治体単位で実態調査を行うことが有効。

例えば埼玉県においては、既に実態調査が行われているが、国は、こうした取組の全国 展開を推進する。

「(2)支援策の推進」。

「ア ピアサポート等の悩み相談や、福祉サービスのつなぎなど相談支援の推進」。支援が必要なヤングケアラーを発見し、必要な福祉サービスにつなげるためには、アウトリーチ支援のほか、ヤングケアラー自身による自発的な相談で把握することも重要。

調査報告書によると、世話をしている家族が「いる」と回答した中高生に、相談した経験の有無を聞いたところ、中学2年生で67.3%、全日制高校2年生で164.2%が相談した経験がないと回答している一方で、学校や大人に助けてほしいことについては「自分のいまの状況について話を聞いてほしい」といった回答が $1\sim2$ 割程度あり、自由記述における意見においても、相談窓口やヤングケアラー同士のコミュニティー設置を求める声があった。

現在、ヤングケアラーを対象とした相談支援やオンラインサロンなどを行う支援者団体が一定数存在している。一方で、調査報告書では、相談先として「役所や保健センター」と答えた中高生はほとんどいないことから、子供にとっては、役所など公的な相談は、心理的なハードルが高いことがうかがえる。

そこで、国は、各地方自治体が行う、支援者団体等を活用したピアサポート等の悩み相談を行う事業の支援を検討する。

ヤングケアラーに対し、どのような具体的な支援があるのか、その支援につなぐためにはどこが窓口となるかなどを明確にしておくことが、ヤングケアラーを把握し、早期に必要な支援につなぐ上で必要。このため、国は、ヤングケアラーを発見・把握した場合に、

高齢、障害、疾病といった家庭の状況に応じ、適切なサービスにつなげられるよう、改正 社会福祉法により創設された重層的支援体制整備事業による包括的な支援の整備を推進す るとともに、多機関連携によるヤングケアラーへの支援の在り方についてモデル事業を実 施し、その成果をマニュアル等にまとめ周知を行う。

なお、ヤングケアラーが自立して社会生活を送るための就労支援も重要であることから、 地方自治体等は、必要に応じ、ハローワークや地域若者サポートステーション等就労支援 機関と連携して相談・支援を行うとともに、当該機関の職員がヤングケアラーを発見した 場合、適切な福祉サービスにつなげるよう取り組む。

上記と併せて、国は、適切な福祉サービスへのつなぎなどを行う専門職や窓口機能の効果的な活用を含め、ヤングケアラーの支援体制の在り方を検討する。

「イ スクールソーシャルワーカー等を活用した教育相談体制の充実や、NPO等と連携した学習支援の推進」。学校は、授業や生活指導等を通じて子供の状況を把握しやすく、支援が必要なヤングケアラーを発見できる機関の一つとして期待される。しかし、家庭の問題への介入については、個々の教職員のノウハウや経験に差があり、問題事案が発見されても適切な窓口が分からない等、行政機関につなぐことができない場合があることも指摘されている。

また、調査報告書においては、学校や大人に助けてほしいことについて質問したところ「学校の勉強や受験勉強など学習のサポート」が2割程度あり、学校の勉強や受験勉強への影響が懸念される。

そこで、国は、教職員が行政機関へのつなぎを円滑に行うことができるよう、教育委員会におけるスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーの配置を支援し、福祉部局による必要な支援につなぐための教育相談体制の充実を図る。また、支援が必要なヤングケアラーに対しては、民間を活用した学習支援事業と学校との情報交換や連携を促す。

あわせて、学習支援を通じたヤングケアラーの見守り等を行う活動を支援する。

「ウ ヤングケアラーが子どもであることを踏まえた適切な福祉サービス等の運用の検討」。ヤングケアラーが子供であることを踏まえれば、子供らしい暮らしが奪われることのないよう、家族へのケアにかかる負担を軽減または解消するため、世帯全体を支援する視点を持って福祉サービス等の利用申請の勧奨やケアプラン等の作成が行われることが必要。

ヤングケアラーがケアをする家族に対しては、既に医療、介護、福祉といった関わりがあることも一定数あるが、その中には、ケアを要する家族と同居する子供は、中高生であっても福祉機関や専門職から介護力とみなされてしまい、ヤングケアラーによる家族介護がなされることを前提とした福祉サービスの利用調整が行われるケースがある等の指摘がある。

国は、既に家族介護者がいることをもって一律に居宅サービスの対象外とはしないよう 自治体に通知しているが、特に子供が主たる介護者となっている場合には、子供を介護力 とすることを前提とせず、居宅サービス等の利用について十分配意するなど、ヤングケア ラーがケアする場合のその家族に対するアセスメントの留意点について自治体や関係団体 に周知を行う。また、サービス提供主体が、ヤングケアラーのいる家族に対して介護サー ビスを行う場合の取扱いの明確化の検討、障害福祉サービスの家事援助を行う場合の取扱 いの再周知を行う。

「エ 幼いきょうだいをケアするヤングケアラーへの支援」。調査報告書によると、世話をしている家族が「いる」と回答した中高生のうち、世話をしている家族の内訳としては「きょうだい」が最も多くなっており「きょうだい」の状況としては「幼い」が最も多くなっている。親に代わって幼いきょうだいのケアをするヤングケアラーの姿が調査でも浮き彫りになっている。

こうした家族に対しては、保育サービスに加え、家庭での家事や子育てを支援するサービスが必要であると考えられる。このため、支援が必要な独り親家庭に対する生活支援を推進するとともに、ヤングケアラーがいる家庭など困難な状況にある家庭に対する家庭支援の在り方を検討する。

「(3) 社会的認知度の向上」。調査報告書によると、学校におけるヤングケアラーの認知度については「言葉を知らない」及び「言葉を聞いたことがあるが、具体的には知らない」を合わせると約4割を占めるほか、中高生の8割以上がヤングケアラーを「聞いたことがない」と回答しており、子供自身のヤングケアラーについての認知度向上が必要である。

また、周囲の大人がヤングケアラーについて理解を深め、家庭において子供が担っている家事や家族のケアの負担に気づき、必要な支援につなげることや、ヤングケアラーに対する支援を進めていくためには、具体的な支援メニューや窓口の周知と併せて、ヤングケアラーの社会的認知度を向上させることが極めて重要。

このため、来年度から3年間を「集中取組期間」とし、後述するア〜ウにより、ヤングケアラーの社会的認知度の向上に集中的に取り組むため「『ヤングケアラー』認知度向上キャンペーン」を実施する。このキャンペーンのフォローアップとして、社会全体におけるヤングケアラーの認知度を調査するとともに、当面は既に調査を行っている中高生について、認知度を5割にすることを目指す。また、今年度においても、運用等により実施できるものについては積極的に取り組む。

「ア 広く国民に対する広報・啓発の推進」。国は、ヤングケアラーの概念を子供を含め広く国民に周知するため、ヤングケアラーに関して分かりやすく、かつ、広く関心を集めるようなポスター、リーフレット等を作成して、学校をはじめ関係機関等に配布して掲示を依頼するとともに、広報動画を作成して国、地方公共団体のホームページに掲載する。また、ヤングケアラーに係る全国フォーラムなど、広く国民に対する広報・啓発イベントの開催を検討する。

「イ 福祉や教育分野など関係者の理解促進」。福祉や教育分野は、ヤングケアラーを

発見・把握する機関であると同時に、その多くはヤングケアラーやケアを必要とする家族に対してサービスを提供する機関でもある。関係機関から支援が必要なヤングケアラーに係る相談を受けた場合には、門前払いやたらい回しにすることなく、しっかりと受け止められるようにすることが必要。そこで、国は、前述したように福祉、介護、医療といったそれぞれの機関・分野において、ヤングケアラーに関する周知・広報や研修を行う。

「ウ 社会的認知度を高めるような当事者活動への支援」。社会的認知度を向上させる ためには、国や地方自治体のみならず、当事者、支援団体等が行う各種活動への支援を通 じた広報・啓発活動も効果があると考える。

国においては、当事者活動も活用しながら、ヤングケアラーについて社会的認知度の向上を図る。

4は「おわりに」でございます。

説明は以上でございます。

それでは、資料2の本プロジェクトチーム取りまとめ報告(案)について、御意見、御 質問のある方は挙手をお願いいたします。

特にないようですので、資料2を本プロジェクトチーム取りまとめ報告とさせていただ きたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

〇山口虐待防止対策推進室長 ありがとうございました。それでは、そのようにさせていただきます。

これまで取りまとめに向けて御協力いただきまして、ありがとうございました。本プロジェクトチーム取りまとめ報告を踏まえまして、それぞれの部局で取組を進めてまいります。

それでは、本日の議題は全て終了いたしました。

最後に、両副大臣から一言お願いいたします。

まず、山本副大臣からお願いします。

○山本厚生労働副大臣 皆様、大変ありがとうございました。

今、室長からお話があったとおり、報告書の内容を発表していただきました。短期間でございましたけれども、3月17日の第1回のPT発足からそれぞれの関係者の方々、また、有識者の方々や当事者支援団体を含めて、本当に貴重なお時間をいただいた次第でございます。

この報告書を基に早急に実行することが大事でございますので、その意味ではまた皆様 方にお世話になるかと思いますけれども、今後ともよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。ありがとうございました。

- 〇山口虐待防止対策推進室長 丹羽副大臣、お願いします。
- 〇丹羽文部科学副大臣 大変短期間にわたるPTでございましたけれども、まとめていただきましてありがとうございました。

先般、萩生田文部科学大臣に報告させていただく機会がございました。文部科学省といたしましても、大臣もヤングケアラーに関しましては非常に関心が高く、また、本当に学校現場で見つけられること、また、見落としがないように、特に、教員の負担にならないような形で、どのような形で未然に防いでいくかということに大臣も関心を持っておられました。また様々な課題が生じるかもしれませんが、その時々、場面場面において、文部科学省、厚労省と一緒になって進んでいきたいと思っております。

本当にありがとうございました。

○山口虐待防止対策推進室長 ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして「ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育 の連携プロジェクトチーム」第4回会議を終了いたします。

本日は、お忙しい中、どうもありがとうございました。